

令和5年度 諸謝金等の支給単価について

令和5年度における役務の提供については、諸謝金等の支給単価を下記のとおり定める。

(消費税込)

区分	種類	対象	単価	備考
人件費	手当	委員会等委員	10,000 円/日	
	報酬 (講演等)	1. 学長等 (代表取締役クラス)	15,000 円/時間	
		2. 教授等 (部長クラス)	10,000 円/時間	
		3. 准教授等 (課長クラス)	7,500 円/時間	
		4. 講師等 (係長クラス)	5,000 円/時間	
		5. その他、特別講師等	150,000 円/日	限度額を超える場合は、その都度決定する。
原稿料	報酬	原稿執筆	3 円/1 文字	執筆者の能力レベルを勘案して、個別に定める場合がある。ただし、限度額は1文字あたり、20円とする。
翻訳料	報酬	翻訳作業 (日本語⇄各言語)	3 円/1 文字	日本語以外の特殊な言語等の翻訳は、その都度決定する。

【備考】

- ・事業企画等における有識者からのアドバイスに対する謝金は、委員会等委員手当を適用する。
- ・その他、特別講師等の単価は、当該講師が他機関等から受けた謝金等を勘案して決定する。
- ・報酬対象の単価時間は、事前打合せ及び資料作成等、当該事業に関係する時間を含むものとする。ただし、講演等会場までの移動時間等は含まない。